

幸区役所生涯学習支援課施設管理事務等非常勤嘱託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課に勤務する幸区役所生涯学習支援課施設管理事務等非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 この要綱において、嘱託員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員をいう。

(職務)

第3条 嘱託員の勤務地ごとの職務は、別表1のとおりとする。

(定数)

第4条 嘱託員の勤務地ごとの定数は、別表2のとおりとする。

(任用及び任用期間)

第5条 嘱託員は、第3条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者の中から、幸区役所まちづくり推進部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

第5条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）の適用を受ける嘱託員については、この限りでない。

(任用条件の明示)

第6条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の条件を明示するものとする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。また、更新する場合は、30日以上前にその旨を本人に通知するものとする。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）の適用を受ける者は、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 前項の場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第5条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

3 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）の適用を受ける嘱託員については、市長が特に必要であると認めたときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了

した嘱託員の任用期間を更新することができる。

(服務)

第8条 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

- 2 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 嘱託員は、その信用を傷つけ、又は嘱託員の職の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 嘱託員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長（以下「所属長」という。）は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。
- 6 幸区役所まちづくり推進部長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

(退職)

第9条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

(解職)

第10条 嘱託員は、次のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日等)

第11条 嘱託員の勤務日は、週に4日とし、所属長の指定した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上、特に必要があるときには、所属長は1か月前までに勤務日及び4週間を通じて12日以上の日を指定するものとする。
- 3 嘱託員の勤務地ごとの勤務時間は、別表3のとおりとし、所属長が指定するものとする。
- 4 嘱託員の休憩時間は、前項の勤務時間の途中に60分置くものとし、その割振りは別に定めるものとする。

(休日)

第12条 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 4週間を通じて12日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

（休日の振替）

第12条の2 所属長は、嘱託員に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務）

第12条の3 所属長は、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第13条 嘱託員に対して、別表第4に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（「年度」以下同様）の途中で任用された嘱託員については、その年度内において任用期間に応じて別表第5に規定する日数を付与することができる。

2 第7条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第14条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第15条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第16条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総

雇第74号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 嘱託員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の月額は、170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)に定めるところによる。

5 第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

6 前各項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第18条 嘱託員が月の途中において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の途中において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第19条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第20条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,353円とする。

(費用弁償)

第21条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は

川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

（公務災害等の補償）

第22条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（社会保険の適用）

第23条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

（健康診断）

第24条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（定めのない事項）

第25条 この要領に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによるもののほか、幸区長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（任用の更新に関する経過措置）

1 「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）」の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第7条第1項の規定の適用については、同項中「4回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|--------------------------------|----|
| 昭和22年4月1日以前に生まれた者 | 2回 |
| 昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 | 3回 |

2 「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）」の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第7条第1項の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|-------------------|------|
| 昭和22年4月1日以前に生まれた者 | 満63歳 |
|-------------------|------|

昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者

満64歳

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 勤務地 | 職 務 |
|---|---|
| 住所：幸区戸手本町1-11-2 川崎市幸市民館 (以下「幸市民館」という) | (1) 施設・設備等の点検・整理に関すること。 (2) 文書事務・物品管理事務等の庶務業務に関する こと。 |

| | |
|--|---|
| 住所：幸区南加瀬 1-7-17 川崎市幸市民館 日吉分館 (以下「日吉分館」という) | (1) 受付窓口、施設貸出等の管理業務に関すること。 (2) 社会教育の振興及び団体育成に関すること。 (3) 図書館閲覧奉仕、図書整備業務に関すること。 |
|--|---|

別表第2 (第4条関係)

| 勤務地 | 定数 |
|------|----|
| 幸市民館 | 1名 |
| 日吉分館 | 6名 |

別表第3 (第11条関係)

| 勤務地 | 勤務時間 |
|------|---|
| 幸市民館 | 午前8時30分から午後4時45分 |
| 日吉分館 | (1) 午前8時45分から午後5時00分 (2) 午前10時00分から午後6時15分 (3) 午後1時00分から午後9時15分 割振りについては、所属長が指定する。 |

別表第4 (第13条関係)

| 1週間の 勤務日数 | 勤続年数ごとの休暇日数 | | | | |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|-----|
| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| 4日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 |
| | 13日 | 15日 | 15日 | 15日 | 15日 |

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第5 (第13条関係)

| 1週間の 勤務日数 | 任用月ごとの休暇日数 | | | | | | |
|--------------|------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 4月～9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 4日 | 7日 | 3日 | 3日 | 2日 | 2日 | 1日 | 1日 |